

業務仕様書

業務名称	大阪府立大学キャンパス間連絡バス運行業務
履行期間	平成30年4月1日から平成31年1月31日まで
履行場所	藤井寺駅周辺～古市駅周辺～大阪府立大学羽曳野キャンパス ～大阪府立大学中百舌鳥キャンパス

1 適用

本業務の履行にあたっては、本仕様書による。また、道路運送法、道路交通法その他関係法令等を遵守すること。

2 業務概要

本業務は、大阪府立大学の学生等を別に定める運行時刻に合わせ、定時運行により送迎する自動車運送事業である。

3 運行業務に必要となる許可について

本業務の契約を締結した者は、履行開始に支障がないように、必ず近畿運輸局長から同許可を取得しなければならない。期日までに許可を得られなかった場合は、この契約は無効とする。

また、履行開始にあたっては、事前に本学羽曳野キャンパス事務所担当職員（以下「運行管理責任者」という。）に同許可に係る許可書を提示し、その写しを提出すること。

4 業務内容

委託する業務は、車両管理及び運行業務とし、その範囲は以下のとおり。また、業務の履行にあたり疑義が生じた場合は、都度、運行管理責任者の確認を得ること。

- ① 運行
- ② 運転管理簿の作成及び保管
- ③ 乗務記録の作成及び保管
- ④ 日常の車両の清掃・メンテナンス
- ⑤ 忘れ物の保管
- ⑥ その他運行に必要な事項

5 運行条件

(1) 運行車両等について

- ① 運行に使用する車両は、現場条件及び関係諸法令に適合するものとし、受注者が用意する。
- ② 毎日の運行終了後は、自社車庫に回送、帰庫する。

- ③乗務員休憩所は設けていない。
- ④業務履行に必要な費用は、全て受注者の負担とする。
- ⑤運行車両については、大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号）第40条の規定にしたがい、同条例第40条の14第9項に規定する「車種規制適合車等標章（ステッカー）を表示した車両を使用するものとする。

(2) 運行経路

古市駅周辺から羽曳野市はびきの3丁目（本学羽曳野キャンパスバスロータリー前）を經由し堺市中区学園町（本学中百舌鳥キャンパス白鷺門内）までの区間及び、藤井寺駅周辺から堺市中区学園町（本学中百舌鳥キャンパス）までの区間及び、堺市中区学園町（本学中百舌鳥キャンパス白鷺門内）から羽曳野市はびきの3丁目（本学羽曳野キャンパスバスロータリー前）と古市駅周辺を經由し、藤井寺駅周辺までの区間

(3) 運行経路の道路条件について

- ①アスファルト舗装有
- ②車高や車幅、重量などの規制特になし
- ③交通規制

本学中百舌鳥キャンパス白鷺門からの進入路については、制限速度（時速20キロ）を遵守すること。

(4) 乗降場所の確保について

古市駅周辺、藤井寺駅周辺の乗降場所については、多くの学生が利用することを想定し、交通規制、他社の運行、私有地等を違反・侵害しないよう十分留意し、受注者があらかじめ確保すること。

(5) 運行期間

○定期便 平成30年4月1日から平成31年1月31日までの下記に定める日

		運行月日								月運行日	
前期	4月	25日	26日							2日間	
	5月	9日	10日	16日	17日	23日	24日	30日	31日	8日間	
	6月	6日	7日	13日、14日	20日	21日	27日	28日	8日間		
	7月	4日	5日	11日	12日	18日	19日	25日	26日	8日間	
	8月	1日	2日							2日間	
後期	10月	3日	4日	10日	11日	17日	18日	24日	25日	31日	9日間
	11月	1日	7日	8日	14日	15日	21日	22日	28日	29日	9日間
	12月	5日	6日	12日	13日	19日	20日	26日	27日	8日間	
	1月	9日	10日	23日	24日	30日	31日				6日間
年間運行日計									60日間		

○臨時便 平成 30 年 4 月、5 月、12 月の別途定める日（4 日間）

(5)運行経路・時間帯・乗車人数

○定期便

運行経路・時間帯

	藤井寺駅周辺	古市駅周辺	羽曳野 C	中百舌鳥 C
1 便	7 : 4 0	⇒	⇒	8 : 3 5
2 便		7 : 5 5	8 : 0 5	8 : 4 5
3 便	9 : 2 0	⇒	⇒	1 0 : 1 5
4 便		9 : 3 5	9 : 4 5	1 0 : 2 5

	中百舌鳥 C	羽曳野 C	古市駅周辺	藤井寺駅周辺
5 便	1 6 : 3 0	1 7 : 1 0	1 7 : 2 0	1 7 : 3 5
6 便	1 8 : 0 0	1 8 : 4 0	1 8 : 5 0	1 9 : 0 5

乗車人数

1 便	2 便	3 便	4 便	5 便	6 便
45 名	28 名	35 名	20 名	28 名	28 名

○臨時便（藤井寺駅周辺→古市駅周辺→羽曳野 C→中百舌鳥 C）

- 4 月オリエンテーション（往復）行き 7:50 発 80 名、帰り 13:30 発 50 名
- 4 月 TOEIC（往復）行き 7:40 発 80 名、帰り 13:00 発 50 名
- 5 月友好祭（片道）行き 17:50 発 50 名
- 12 月 TOEIC（往復）行き 10:50 発 50 名、帰り 16:50 発 28 名

運行経路・時間帯・乗車人数については、実情に合わせて相談の上、契約金額の範囲内で調整することがある。定期便の乗車人数については、運行開始日の 1 週間前に確定する。

6 安全・保障の義務

受注者は、運行に当たっては、信義に従って誠実にこれを行うとともに、乗降時や走行中の乗客・乗務員等の安全確保に万全の注意を払わなければならない。また、本運行業務により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための所要の任意保険又は共済に加入すること。

7 業務の継続

受注者は、運行に使用した車両が故意その他の理由により運行を中断したときは、速やかに当該車両を交替するなど適切な措置を講じて、運行を継続させなければならない。また、そのような事案が発生した場合は、速やかに運行管理責任者へ報告すること。

8 業務報告書などの提出

受注者は、業務を実施した日毎に業務内容を作成し、翌日までに運行管理責任者に提出しなければならない。【6-2】「キャンパス間バス運行報告表（案）」を参照のこと）受注者は、業務の管理を行う業務責任者と運転者などの作業員の名簿を提出すること。

9 支払いについて

契約金額の月額（以下、「契約代金」という。）は、別紙支払額内訳表に定める金額とする。

受注者は、契約締結時に、支払額内訳表を含めた契約代金内訳書を発注者と協議の上で作成し、発注者に提出しなければならない。